



日本人会では会員様、非会員様ともに日本人会のウェブサイトにてハイパーリンクバナー広告を受け付けております。掲載場所は日本人会ホームページのトップページ右側です。ご参考に現在ご契約いただいておりますバナー広告をご覧くださいませ。

[www.jas.org.sg](http://www.jas.org.sg)

### ホームページハイパーリンクバナー広告費用

期間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月
法人会員・個人会員	S\$250+GST	S\$600+GST	S\$850+GST	S\$1000+GST
非会員	S\$500+GST	S\$1200+GST	S\$1700+GST	S\$2000+GST

広告掲載には、広報部による承認が必要になりますので、承認までお時間を頂きます。下記、広告規程をよくお読みになってから、できるだけお早目に広告のお申込みを宜しくお願い致します。

**\* 広告掲載のお申し込み締切日は下記表でご確認ください。**

**\* 広告の形式について：**長方形の横長バナーまたはボタン

**(サイズは W 215 pixels × H 75 pixels)** を **gif のファイル**、リンクしたいリンク先のアドレスをご提出ください。**締切日は下記表でご確認ください。**

**予約、お申し込先：**

**Ms Tan May Lin (Tel: 6591 8130 or E-mail: [maylin\\_t@jas.org.sg](mailto:maylin_t@jas.org.sg))**

Hyperlink banner year 2021 activation on 1st of each month ホームページ上に掲載される月	Booking deadline 2021 予約締め切り日	Advert submission deadline 広告のデータ提出締め切り日
January 2021	15 December 2020	22 December 2020
February	15 January 2021	22 January 2021
March	15 February	22 February
April	15 March	24 March
May	15 April	23 April
June	<b>*17 May</b>	24 May
July	15 June	23 June
August	15 July	23 July
September	<b>*16 August</b>	24 August
October	15 September	23 September
November	15 October	23 October
December 2021	15 November	23 November
January 2022	15 December 2021	22 December 2021

**\*rescheduled as date falls on Saturday/Sunday/PH**

## 契約条件

1) 広告費用のお支払はご契約直後にお願い致します。

2) タックスインボイス上の支払期日までに全額広告費用のお支払がない場合は、広告を外させていただきますが、ご契約期間中の広告は掲載致します。

3) 既に完成されたgifフォーマットの広告を受け付けますが、不備がございましたら広告主へご返却致します。しかし、日本人会側にてファイルの修正を依頼される場合は\$50のお支払が必要となり、最大修正回数は2回までとなっております。

2019年3月28日

日本国内新聞社の「新聞広告掲載基準」、日本新聞協会の「折込広告取扱基準」ならびにシンガポール広告基準局の「広告業務に関するシンガポール法」を参考にし、社会的影響などを考慮した上で、以下項目に該当および抵触する広告については取扱いをお断りする場合があります。またそれらの言葉の扱いには文字の意味だけでなく文章の意図も含まれます。

### 1 責任の所在および内容が不明快な広告

- i. 広告主名の記載がなく、また広告主の所在地、事業名、電話番号等、連絡先の記載がないもの
- ii. 責任の所在が不明確なもの

### 2 虚偽または誤認される恐れのある広告

- i. 「日本一」、「シンガポール NO.1」、「業界一」等の最高・最大級の表現など誇大、不当な表示「絶対に」「確実に」等商品の性能、効能、効果を保証する断定的な表現を用いたもの
- ii. 虚偽、誤認、不当二重価格表示、おとり広告等、読者に不利益を与えられと思われるもの

### 3 法律や条令に触れると思われる広告

- i. 日本国内の法律や条令に加え、「景表法」（不当景品付販売・不当表示の禁止）「不正競争防止法」（コピー商品等の販売宣伝禁止）「労働基準法」「職業安定法」「男女雇用均等法」「雇用対策法」に違反するもの
- ii. シンガポールの法律や条令に違反するもの
- iii. 違法行為の重大性を軽視したり、見過ごしているもの

### 4 公序良俗を乱す表現の広告

- i. 扇情的な文言や写真、図柄、裸体を使ったもの
- ii. 民族間や宗教間の関係に限らず、愛国心や国家統一の重要性を軽視するもの
- iii. 日本およびシンガポールの国の政策や個人利益の目標を誤って解釈するもの
- iv. 日本およびシンガポール、または両国の生活水準に関して理解を歪曲するもの
- v. 日本およびシンガポールの国家的問題に関し、国民の影響について理解を歪曲するもの
- vi. 日本およびシンガポールが民主主義国家であるということを損なったり信用を傷つけるもの
- vii. 無配慮な行動を許容したり、肯定的な社会行動を軽視するもの

### 5 投機や射幸心を煽る広告

- i. 投機やいたずらに享乐的に射幸心を煽るもの
- ii. 社会的な秩序を乱すような反社会的なもの
- iii. シンガポールのギャンブルハウス法やその他の法律や条令に触れると思われるもの

### 6 名誉毀損やプライバシーの侵害などの恐れのある広告

- i. 一方的主張や意見、意図、表現が見られ、他者を誹謗して名誉、信用既存・業務妨害となる恐れのあるもの
- ii. シンガポールの名誉毀損法やその他の法律や条令に触れると思われるもの

### 7 係争化は予想される広告

- i. 政治問題や係争中の問題、社会問題、労働問題などで係争化が予想されるもの
- ii. 社会的な相違に関して対立的な方法を採用したり、対立を助長するもの
- iii. 国家的な問題や政治的な論争や争点を煽ったり悪用したりするもの

### 8 選挙運動の広告

- i. 日本国内において、選挙運動の広告は、公職選挙法の案件を備えたもの意外は頒布できない。また、選挙期間前でも立候補が予測されている人物の名前が記載されているもの、または支持団体の推薦などで、事前運動と推測されるものは頒布できない。
- ii. シンガポールの法律や条令に触れると思われるもの

## 9 弁護士の広告

- i. 弁護士及び外国特別会員の業務広告は日本弁護士連合会の「弁護士の業務広告に関する規定」および「外国特別会員の業務広告に関する規定」により定められた範囲外のもの
- ii. シンガポールの「法律業務法」、「法律業務広告規定」やその他の法律や条令に触れると思われるもの

## 10 医療関係の広告・医療品の広告・健康食品の広告・エステティックの広告

- i. 医療関係、医薬品、病院、医業の広告で日本国内の「薬事法」「医療法」「医薬品等適性広告基準」に触れると思われるもの
- ii. 不良商法とみなされるもの
- iii. 健康食品において医薬品的な効能、効果を表示しているもの。
- iv. 美顔、痩身等日本国内のエステティック業協会が「エステティック業界における事業活動の適正化に関する自主規制」も触れると思われるもの
- v. あたかも専門家のアドバイスや支援であるような間違った印象をあたえるもの（治療、診断、提携による処方箋や治療、防止老化等）
- vi. シンガポール医薬品法（広告と販売）、医薬品法、私立病院・私立医院に関する法律やその他の法律や条令に触れると思われるもの

## 11 不動産の広告

- i. 広告主の名称、所在地、販売物件の所在地、土地使用目的、建築の可否、建ぺい率、交通アクセス、価格、管理費、維持費、販売条件などが明確に記載されていないもの
- ii. 以下の内容で誤解や誇張をしているもの
  - イ) 土地自体や建物またはこれから建設される建物
  - ロ) 家具やアメニティ、建物や物件またはその周辺の外観
  - ハ) 法的所有権やその書式
  - ニ) 地役権
  - ホ) 開発計画、建物や公衆衛生の要求事項
  - ヘ) 税金、税率やその他の費用
  - ト) 価格や支払い条件、加算金（サービスの売値に加算される諸費用）
- iii. 日本国以内の宅地建物取引業法と不動産に表示に関する法制競争規約などの法律に触れると思われるもの

## 12 金融関係の広告

- i. 金融、貸金業に関し、日本国内の「貸金業規制関係法令」に基づき法令の条件または記載がなく規約に違反するもの
- ii. 抵当証券業、投資顧問業、金融先物取引業等の広告に関しての虚偽古代、誤認期待の恐れのあるもの
- iii. シンガポールの「金融会社法」「投資顧問法」「貸金業法」やの他の法律や条令に触れると思われるもの

## 13 その他

- i. シンガポール日本人会の品位を損ない、不利益になると判断されるもの
- ii. 日本およびシンガポールの著作権、肖像権、商標権、個人や会社の知的財産権等を侵害すると思われるもの
- iii. シンガポール日本人会が提供するホームページや告知板などその他の媒体による広告についても、上記と同様の基準を適応するものとする。

広告上にクーポン、類似のものの掲載は取扱っておりません